③　減損額の内訳

資産名称	種　類	減　損　額	回収可能サービス価額の算出方法
電話加入権	電話加入権	72,600円	＊
計		72,600円	

＊　正味売却価額として、国税庁公表「財産評価基準書」より、本所の所在する福島県の電話加入権の価格1,500円をもとに算出しています。

⑵　減損の兆候が認められた固定資産

①　減損の兆候が認められた固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要

資産名称	用　途	種　類	場　所	帳簿価額
土地（本所・芝原地区の一部区画）	（牧草地）	土地	福島県西白河郡	75,743,096円
計				75,743,096円

②　認められた減損の兆候の概要

土地（本所・芝原地区の一部区画）は、東京電力・福島第一原子力発電所の事故で放射性物質に汚染されたことにより牧草生産を一時中止しており、他の区画では計画的に除染を行うことで牧草生産を再開していますが、本件区画では除染計画が定まっておらず、牧草生産の再開の見通しが立っていないことから、減損の兆候が認められます。

③　減損を認識しない理由

土地（本所・芝原地区の一部区画）は、福島県のモニタリングにより利用可能とされ次第、牧草地として利用していくこととしていることから、減損を認識しておりません。

6．金融商品関係

⑴　金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については短期の預貯金に限定しており、他の資金運用は行っておらず、デリバティブ取引も行っておりません。

また、建物附属設備、機械及び装置、工具器具備品、ソフトウェアの一部は、ファイナンス・リース契約により使用しております。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額（※）	時価（※）	差額（※）
現金及び預金	1,016,160,261円	1,016,160,261円	0円
未払金	(888,201,721円)	(888,201,721円)	0円

（※）　負債に計上されているものは、（　）で示しております。

㈱　金融商品の時価の算定方法

①　現金及び預金

期末の預貯金は全て要求払い預金であるため、時価は帳簿価額に等しいことから、当該帳簿価額を時価として記載しております。

②　未払金

短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価として記載しております。

7．賃貸等不動産関係

当法人は、保有する不動産の一部について賃貸契約を締結しておりますが、賃貸不動産総額の重要性が乏しいため、注記を省略しております。

8．資産除去債務関係

当法人は、一部の土地について賃貸借契約を締結しており、当該借地上の建物等につき賃貸借契約非更新時の原状回復義務を有しておりますが、当該債務に関連する土地の賃貸借契約を更新しない予定はなく、中期計画等においても建物等の移転又は取壊しは予定されておりません。このため、資産除去債務を合理的に見積もることができず、当該資産に見合う資産除去債務は計上しておりません。

9．不要財産に係る国庫納付等関係

不要財産に係る国庫納付額等については、次のとおりであります。

①	資産種類		土地
②	資産名称		宮崎牧場事業用地の一部
③	帳簿価格	⑴取得価格	49,682円
		⑵減価償却	—
		⑶帳簿価格	49,682円
④	不要財産となった理由		洗出川火山防災事業に係る砂防堰堤施工のため、宮崎県小林土木事務所から、宮崎牧場事業用地の一部譲渡申請があったため
⑤	国庫納付等の方法		独立行政法人通則法第46条の２第２項に基づく譲渡収入による納付
⑥	譲渡収入の額		198,995円
⑦	控除費用		—
⑧	国庫納付等の額納付等年月日	⑴国庫納付額	198,995円
		納付年月日	平成29年３月16日
		⑵地方公共団体への払戻額	—
		納付年月日	—
		⑶その他民間等への払戻額	—
		納付年月日	—
⑨	減資額		49,682円
⑩	備考		—